

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県三次市

2 構造改革特別区域の名称

教育都市みよし特区

3 構造改革特別区域の範囲

三次市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本区域は、広島県の中北部、中国地方内陸部の中心に位置し、3千余基の古墳・遺跡が存在するなど、古くから山陰と山陽を結ぶ交通の要衝として発展してきた。近年は、中国縦貫自動車道の開通に伴い中国地方の内陸拠点都市としての機能を高めている。また、中国横断道路（三次松江線）の建設も予定されている。

区域の市章ともなっているように一級河川が区域内で「巴状」に合流し「中国太郎」の異名を持つ中国地方最大の河川である江の川となって日本海へ注いでいる。区域の形状が盆地であることから、秋の早朝には川霧が発生し盆地内に滞留するため、山頂を島々とするいわゆる「霧の海」が現出することで広く知られている。

本区域は、平成13年に「山紫水明に文化が薫る中国地方の内陸拠点都市」を都市イメージに「21世紀みよしプラン」（市総合開発計画）を策定するとともに、その実施プランとして、「学力向上基本プラン」をはじめとする4本の重点プランのほか11本のプランを策定し、本年度より実施に移している。

本区域の学校教育は、「明るく元気なみよしの子ども」の育成を教育方針として、学校教育をはじめ教育全般にわたって諸施策を展開しているが、学力向上

基本プランは区域内の児童・生徒の学力の向上を図るために特化したプランであり、区域内全小・中学校での20人学級編制を目標とした少人数指導により児童・生徒の学力の向上を図ることを目的としている。

また、このプランにより育成された確かな学力を身につけた子どもたちにより「教育都市みよし」の都市イメージを創造して、「子育て日本一のまちづくりプラン」「ふるさと農林業創造プラン」「元気な商工業プラン」などの各種プランとの相乗効果により区域の活性化を図ることとしている。

5 構造改革特別区域の意義

本区域は、学力向上基本プランを実施して、児童・生徒の学力の向上を図ることとしているが、本プランは次の独創的な特徴をもっている。

第一は、本プランの実施基盤と位置付けている区域内全小・中学校における20人学級編制を目標とした少人数指導の実施である。

20人学級編制を目標として段階的に少人数学級を全小・中学校に導入し、この優れた教育条件を最大限に活用した個に応じたきめ細やかな指導を行い、本プランの目的を達成しようとするものである。

第二は、児童・生徒に確かな学力を定着させるにあたり、小学校6年間、中学校3年間の9年間を見通した「基礎・基本」を系統的に整理して、「読み・書き・計算」を重視した基礎・基本の徹底を図ることである。

系統的に整理された基礎・基本を反復学習、習熟度別学習などにより徹底することにより、基礎学力を向上させて、児童・生徒の学力の向上を図ろうとするものである。

第三は、「快食・快眠・快便」といった児童・生徒の基本的な生活習慣の確立に着目した学習規律の確立である。

家庭学習、テレビ、ゲームの時間も含めた児童・生徒の生活リズムをつくることにより、自己を律する強い力と授業に集中できる体力と気力を向上させることを目的としている。

この取り組みを、「しつけは家で。親しかできないことがある。」を保護者に提言して、学校と家庭（保護者）との役割を明確して、市教育委員会、学

校，家庭が一体となって区域全域で統一して実施する。

以上三点の焦点化した教育施策を，学校教育の直接の担い手である教職員の資質の向上を図りながら実施することとしている。

このように本プランは，少人数指導を基盤として，焦点化した教育施策を展開することに独創性を有している。

また，少人数学級は，学習面における基礎・基本の確実な定着を図ることと，基本的な生活習慣の確立などの生活づくりを一体的に取り組むことができるとともに，少人数学級の特性をいかした多様な学習環境を可能にする。

この取り組みにおける実践内容と教育的効果の検証は，新しい教育内容の創造に向けて，全国の教育面における模範となる内容を有している。

6 構造改革特別区域の目標

本区域は，学力向上基本プランの達成により，次のような児童・生徒を育成して，児童・生徒の学力の向上を図ることとしている。

(1) 毎日の授業が良くわかる子ども（確かな学力の定着）

20人学級編制に向けて段階的に実施する少人数指導により可能となった個に応じたきめ細かな指導の中で，「読み・書き・計算」を重視した基礎・基本を徹底し，これに対応した指導方法・指導体制の工夫改善を行って「わかる授業」の創造を行なう。

また，児童・生徒の興味や関心，地域や学校の特色に応じた学習内容を深めるとともに，イントラネットを活用した21世紀の情報化社会に対応する世界にはばたく人材を育成するなど，豊かな教育内容の実践を行う。

(2) やらされるのではなくやる子ども（学習規律の確立）

児童・生徒の自律心，責任感などの育成や多様な学習活動による達成感を通して，学習規律と学習意欲の向上を図る。

学習規律の向上にあたっては，学校と家庭（保護者）との役割を明確にして，児童・生徒の基本的な生活習慣に着目した取り組みを保護者と連携して全市で統一して実施する。

また，多様な体験活動，読書活動を通して児童・生徒の夢や希望を育み，児

児童・生徒が達成感を感じて笑顔が増える場面を設定して学習意欲の向上を図る。

また、学校教育は、直接の担い手である教職員が児童・生徒にとって魅力があり、教育専門職としての力量を備えていることが最も重要な要素である。

そのため、特に教職員の資質の向上を重視した取り組みを行い、教員の教科指導力、生徒指導力、豊かな人間性の向上を図って、少人数指導の実施と併せて児童・生徒の学力の向上を図る。

以上の目標を達成するために、児童・生徒の学校における生活・学習集団を少人数化し、次のように個に応じたきめ細やかな指導をすすめる。

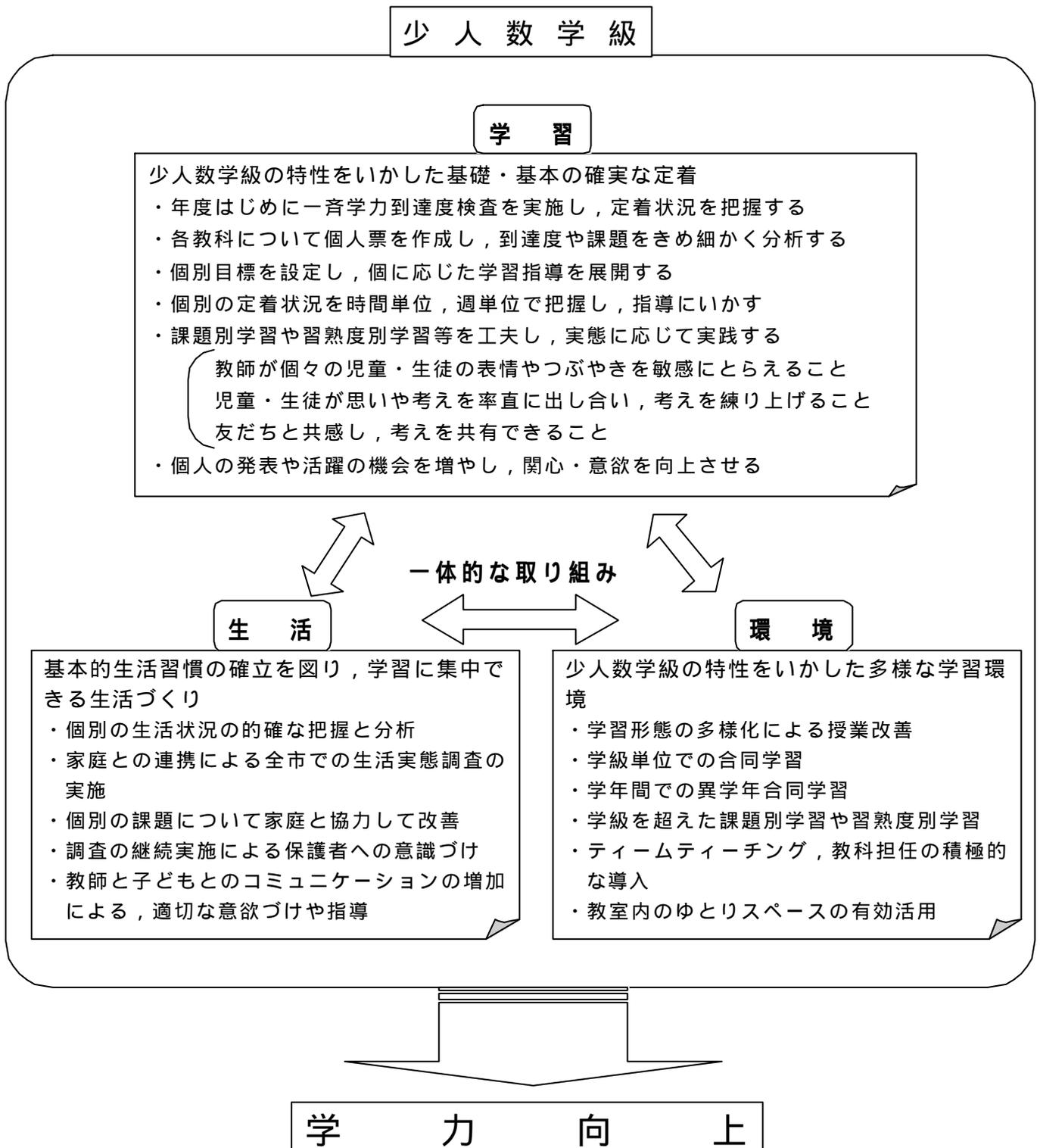
まず、基礎・基本の確実な定着を図ることである。少人数指導は、教師にとっては個々の児童・生徒との距離感を近づけ、表情やつぶやきを敏感にとらえることができる。また、児童・生徒にとっても、少人数ゆえに思いや考えを率直に出しやすくなり、友だちと共感し、考えを共有する学習ができ、互いに考えを練り上げることができる。これらの特性を効果的に機能させるために、毎年度当初に一斉学力到達度検査を実施し、前年度までの学習内容の定着状況を把握する。この結果をもとに、各教科について個人票を作成し、個々の児童・生徒の定着度や課題を細かく分析するとともに、個別目標を設定し、個に応じた学習指導を展開する。課題別学習や習熟度別学習等の指導方法の工夫をすすめ、個別に定着状況を適宜把握しながら適切な評価を行うことにより、基礎学力の確実な定着を図り、学習意欲を喚起する。

また、全市で生活実態調査を実施し、個別の生活状況を的確に把握し、個々の課題について各家庭と綿密に連携しながら改善を図り、学習に集中できる基本的な生活習慣や学習規律の確立を一層すすめる。この生活実態調査を継続的に実施することで、保護者への子育てに係る啓発と意識づけをすることができる。

さらに少人数学級は、これまでできなかった学級単位や異学年間での合同学習や課題別学習などの多様な学習環境を可能にする。これにより、チームティーチングや教科担任制を取り入れた指導形態が容易となり、教職員が互いの実践を批評しあいながらの指導方法や指導内容の改善にもつながり、学校全体の教育活動の質的な向上も見込まれる。

こうした少人数学級の学習・生活・環境面での特性をいかした一体的な取り組みにより，教育効果を相乗的に向上させることになる。

なお，これに伴う学級増に対応する教員配置が求められるが，本区域においては，区域独自に教員を任用してこれに対応しようとするもので，市町村費負担教職員任用事業の適用が必要である。



7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
本計画により育成された児童・生徒は、少人数学級編制による個別目標を設定した上での個に応じた学習や、関心・意欲の向上につながる発表や活躍の機会の増大などのきめ細やかな指導と併せて、地域と連携した特色ある教育内容などにより、確かな学力、豊かな心と郷土を愛する心を持った子どもとなり、本区域の若年層の定住を促進し、地域の活性化に寄与する人的資源となることが期待される。

8 特定事業の名称

市町村費負担教職員任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) のびのび学級みよしプラン

20人学級編制に向けて段階的に少人数指導体制を整備して、本プランの基盤となる教育条件の整備を行う。

(2) 基礎学力定着推進事業

教員により構成する基礎学力定着プロジェクトにより、小学校6年間、中学校3年間の9年間を見通した「基礎・基本」を系統的に整理して、これに対応した本区域に適合する指導方法の工夫・改善を行う。

(3) 総合学習推進事業

総合的な学習の時間を充実させるために、小学校英語活動のネイティブスピーカーを学校に派遣するなどの取り組みを行う。

(4) 情報教育推進事業

本年度に整備予定のイントラネットを活用した情報教育とITを使った新しい授業作りを行う。

(5) 元気を育てる3快プラン

「快食・快眠・快便」といった児童・生徒の基本的な生活習慣の確立に着目

した取り組みを，家庭（保護者）と一体となって進めて，学習規律の確立を図る。

(6) グッドスマイルプラン

児童・生徒に達成感（グッドスマイル）を与える機会をつくって，学習意欲の向上を図る。

(7) 教育相談推進プラン

スクールカウンセラーや学校サポートチームにより，個に応じた相談体制を整備して，児童・生徒の学校生活や学習活動を支援する。

(8) 読書活動推進事業

学校図書館の整備や「朝の一斉読書」の推進により，学習の基盤となる「言葉の力」の向上を図る。

(9) ともえプロジェクト

教職員の資質の向上のために，教科指導力や生徒指導力，豊かな人間性の育成を行う。

(10) やる気のある学校支援事業

地域や児童・生徒の実態に応じた学校独自の教育内容の創造や教育活動を支援して，児童・生徒の学習意欲を喚起する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容，実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

8 1 0 市町村費負担教職員任用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

広島県三次市教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

本市教育委員会が、市費負担教員を任用して、区域内の市立小・中学校において、段階的に20人学級編制を行う。

	STEP 1	STEP 2	STEP 3
小学校	30人学級 (34人以下の学級に)	25人学級 (29人以下の学級に)	全小・中学校で 20人学級実施 (24人以下の学級編制)
中学校	20人授業 (国語、数学、英語を少 人数で指導)	30人学級 (34人以下の学級に)	

市学力向上基本プランにおいて、特区計画認定の日より、小学校の30人学級、中学校における20人授業を開始して、5年間の実施効果を検証する中でSTEP2に移行し、平成25年を目途に20人学級編制を導入することとしている。

これに伴い、市費負担教職員として平成15年度から平均20人程度、最終的には50人程度を任用する予定である。

5 当該規制の特例措置の内容

本区域は、市総合開発計画である「21世紀みよしプラン」とその実施プランである学力向上基本プランをはじめとする4本の重点プランなどを策定して、中国地方の内陸拠点都市となるべくその建設を開始している。

学力向上基本プランは、拠点都市建設の核となるプランであるとともに、本区域の教育方針を達成する上で不可欠なものである。

また、本区域の市民・保護者の本プランに対する期待も大きく、実効ある実施が求められている。

一方、学校教育における児童・生徒の評価は、単に教科学力からなされるものではないが、各教科で身につけた基礎・基本を定着させることは、児童・生徒の「生きる力」を育成し、児童・生徒の夢や希望を広げ、児童・生徒の無限の可能性を伸ばすものである。

小学校、中学校の各段階に応じた学力を児童・生徒に確実に身につけさせることは、教育行政に課せられた最低限の使命であり、本区域の重要かつ、早期に達成しなければならない行政目的である。

そのためには、本区域において、学力向上基本プランを実施して、確かな学力と豊かな心の児童・生徒を育成する必要がある。その実施基盤となる20人学級編制に向けた少人数指導の推進により、児童・生徒の学校における生活・学習集団を少人数化して、個に応じたきめ細やかな指導をすすめる必要があると本市教育委員会が認めたものである。